

提出先：内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）農林水産大臣、消費者庁長官（食品表示企画課）農林水産省消費・安全局長（消費者行政課）消費者委員会委員長、自由民主党農林部会長、公明党農林部会長

2016年12月16日

「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会中間取りまとめ」についての意見

一般社団法人 全国消費者団体連絡会
代表理事（共同代表）岩岡 宏保
代表理事（共同代表）松岡萬里野
代表理事（共同代表）河野 康子

11月29日に農林水産省・消費者庁より示されました『加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会中間取りまとめ』について、意見を申し述べます。検討会には、私たちの共同代表の一人が委員として参加し、さまざまな懸念や意見を述べてきました。しかしながら、発表された『中間とりまとめ』では、これらの懸念を解消するものになっておりませんし、指摘した事項についても明記されておりません。真摯に委員会に参加した立場として、遺憾ではありますが、反対の意見を述べさせていただきます。

1. 検討会での反対意見や懸念が反映されておらず、極めて不十分な『取りまとめ』です。

検討会の中では、消費者団体・事業者団体の代表から、事務局提案に対して「消費者の誤認を招く」「表示制度の信頼性を損なう」等の懸念や反対意見が強く出されていました。しかしながら、『中間取りまとめ』においては、そうした指摘や反対意見についてほとんど触れられていません。

特に、『中間取りまとめ』の中で、義務表示の例外について「『大括り表示』は認めるが『可能性表示』及び『製造地表示』の代わりに『原産地不特定』とする提案や、『国別重量順表示』が難しい場合に原産地を表示しないとする提案については、消費者にできる限り充実した産地情報を提供する制度とする観点から適当でないとされた」¹とありますが、これらの提案についてはほとんど議論もされていない上、『中間取りまとめ』に示された事務局案に對しても同程度の「適当でないとする意見」が出されています。これらの意見を一方的に却下し、あたかも事務局案が承認されたかのような『中間取りまとめ』は、検討会での議論をまとめたものとは到底言えません。

検討会はもともと、加工食品の原料原産地表示について「実行可能性を確保しつつ拡大に向けて検討する」ことを目的として始まりました。これは、平成28年1月19日の第1回検討会でも明確に示されています。しかし、検討会の途中から「全ての加工食品に表示を行うこと」に目的がすり替わってしまいました。消費者団体からの指摘は、「全ての加工食品

¹ 『加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会中間取りまとめ』13ページ

に表示を行う」ことを一義的な目的としていることで、食品表示制度の信頼を損なう制度が導入されようとしていることへの反対です。あらためて、検討会で指摘された懸念点や今回の事務局提案への反対意見について明記するよう強く求めます。

2. 事務局案についての反対意見

以下、再度の指摘になりますが、事務局案の問題点と反対意見を記述します。

私たちは原料原産地表示を拡大することに反対するものではありません。現在の事務局案では、消費者の望む原料原産地表示が行われないばかりか、現在制度化されている原料原産地表示がむしろ後退することになるため、「今回の事務局案について」反対している、という点を強調しておきます。

(1) 事務局案では、表示制度の本来の目的が見失われています。

事務局案では、「全ての加工食品に表示すること」を目的としたため、表示の分かりやすさ、見やすさ、信頼性が犠牲にされています。表示の目的は、「表示が消費者の選択に役立つこと」であるはずです。「消費者が原料原産地表示を活用できる」という視点から、制度の設計を検討しなおすべきです。

平成24年8月にまとめられた、『食品表示一元化検討会報告書』では、「新たな表示制度の検討に当たっては、その表示が、消費者がその表示を見付け、実際に目で『見て（見やすさ）』、その内容を『理解し』、消費者が『活用できる（理解しやすさ）』ものになっているか否かの視点をもって検討を行う必要がある」としています。また、「関連する全て情報の表示を容器包装に義務付け、『全て』を消費者に情報提供させるような形で見直しを行えば、かえって見やすさが低下したり、コスト上昇を引き起こすおそれがある」として、場合によっては容器包装以外での情報提供も検討すべき、とされています。

今回の事務局案は、食品表示一元化検討会が指摘した「消費者の選択に役立つ」という表示本来の目的を見失っており、食品表示制度の中に矛盾した要素を持ち込むものです。

(2) 消費者を誤認させることが容認されている制度設計です。

再三指摘をしてきましたが、今回の事務局提案では、原則による表示で「ない」例外表示の方が多くなる²、同じ食品の中で原則と例外の表示が混在することになり消費者の誤認を招く、事業者にとって表示を行う際の抜け道が多い、という問題点があります。

特に、「可能性表示」と「製造地表示」については、実際の原料原産地と表示が一致しない、いわば「間違った表示」を制度として認めているという点で、大きな問題があります。これらの例外表示を使うことで、実際の中身（使われている原産国）とは異なる情報を意図的に表示させたりさせなかつたりすることができます。「可能性表示」では、実際には国産原料を使っていないにもかかわらず「アメリカ又は国産」「輸入又は国産」という表示を行う、特定の国名を表示しないために「アメリカ又は国産又はその他」や「輸入又は国産」と

² 検討会に事務局から提出された資料に基づいて試算を行うと、最大でも、「国別表示」（原則による表示）が3割程度になる一方、「製造地表示」が約半数、2割～3割が「可能性表示」「大括り表示」と想定されています。

いう表示を行う、というような例です。「製造地表示」では、原料表示を生鮮原材料とせず、あえて中間加工原材料とすることで「チョコレート（国内製造）」「つぶあん（国内製造）」「うめぼし（国内製造）」等とする、というような例です。

『中間取りまとめ』では、「消費者への啓発・教育によって誤認を防ぐ」という主旨が繰り返し記載されていますが、上記のような例では、どんなに教育された消費者であっても、誤認を避けることはできません。事務局案では、消費者を誤認させることが制度的に容認されているのです。

（3）事業者のモラルハザードにつながる制度です。

（2）で指摘をしたように消費者が誤認しやすい、あるいは、消費者の誤認が容認されている制度であることに加え、原料原産地は検査等によって検証することはほぼできることから、取り締まりや監視は実質的に不可能であると考えざるを得ません。消費者の誤認をあえて容認し、かつ、（義務表示であるにもかかわらず）取り締まりが実質不可能な制度下において、「まじめに表示を行う事業者が損をする」状態になることは容易に想像ができます。

『中間取りまとめ』では、「可能性表示」と「大括り表示」について、「あくまで例外の一つであり、（中略）「国別重量順表示」が困難であると見込まれる場合に限り認めることが適当である」としていますが、この条件（「国別重量順表示が困難である」こと）を満たしているかどうかを検証する方策については全く触れられていません。また、「中間加工原材料の製造地表示」については、誤認を防ぐ方策や認められる条件についての記載そのもののがありません。事務局試算では約半数が「製造地表示」になるとされているにもかかわらず、誤認を防ぐ方策や、本来「例外」である製造地表示が安易に用いられることが防ぐための条件が全く示されていないことになります。

事業者にとっては、大変で手間がかかるわりに（意図的でないにせよ）間違いが起きやすい原則表示³よりも、リスクが少なく手間もかからない例外表示に傾くのは当然のことです。今回の提案されている事務局案が制度化されることで、現在原則による表示を行っている事業者ですら、例外表示に後退することが考えられます。

食品表示制度の一環である加工食品の原料原産地表示は、事業者のガイドラインではなく、国の制度の一部です。これまで積み上げてきた食品表示制度に対する消費者の信頼を損ない、まじめな事業者が損をするような制度の提案は、断じて認めることはできません。

以上

³今回検討されている表示は、「義務表示」ですから、意図的であるかないかに関わらず表示の間違いは「違反」となります。